



国民健康保険税が変わります

地方税法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い国民健康保険税の「賦課限度額」と「所得の少ない世帯における軽減判定所得基準」が変更になります。

【賦課限度額の変更】

国民健康保険税を算定する際の賦課限度額は、国が景気動向を判断し、毎年見直しが行われています。

【所得の少ない世帯における軽減判定所得基準の変更】

国民健康保険税では、総所得金額が一定の基準以下の世帯については「均等割」と「平等割」の軽減制度があります。令和6年度の課税分から、軽減割合を決める際の5割軽減および2割軽減の範囲が拡大されます。

※世帯主の所得は、国民健康保険の加入・未加入にかかわらず所得判定の対象となります。

※国民健康保険から後期高齢者医療制度に移した人数と所得も含めて計算します。

※世帯内に所得の申告をしていないかたがある場合は、軽減措置は適用されません。

問い合わせ先

役場税務課国民健康保険税係
☎(86) 1172「直通」

所得の少ない世帯における軽減判定所得基準の改正内容

軽減割合	軽減判定所得基準額
7割	43万円+ (給与所得者等の数-1) × 10万円
5割	43万円+ (給与所得者等の数-1) × 10万円+ 29.5万円 ×被保険者数 29万円 (改正前) → 29.5万円 (改正後)
2割	43万円+ (給与所得者等の数-1) × 10万円+ 54.5万円×被保険者数 53.5万円 (改正前) → 54.5万円 (改正後)

狩猟には免許が必要です

狩猟には狩猟免許を取得する必要があります。

免許の種類は、使用する猟具により、網猟免許やわな猟免許、第一種銃猟免許および第二種銃猟免許の4種類があります。

鹿児島県猟友会出水支部では、試験に伴う狩猟免許取得講習会の開催や受講料の一部助成を行っています。

提出書類は県ホームページ「令和6年度狩猟免許試験を実施します」から取得してください。次のQRコードからも閲覧できます。



問い合わせ先

北薩地域振興局農林水産部
☎0996(2)5509
役場農政課農村振興係
☎(86) 1136「直通」



○狩猟免許取得講習会

・日程

8月23日(金)

・申込期間

7月16日(火)～8月9日(金)

・開催場所

県北薩地域振興局出水庁舎

○狩猟免許試験

・日程

8月25日(日)

・申込期間

7月16日(火)～8月9日(金)

・試験場所

県北薩地域振興局出水庁舎